

<川越市>

すべてに川合善明市長が「関係する」4件の裁判！

原告・被告が入り乱れ、ついに判決ラッシュを迎えるか？

2018年3月12日 川越市民22名が市を訴えた住民訴訟は、川合善明市長が元川越市議の個人宅の便宜のために川越市の市道設置基準から逸脱した市道認定を行い、道路整備費用など約308万円を無駄に支出させたことが損害だとして、川越市、川合善明市長、元川越市議父娘に損害賠償請求するよう求めたものだ。

それから早3年経った2021年3月10日、浦和・さいたま地裁での審理が終結し、あとは6月30日の判決を待つだけとなった。一方その翌日3月11日、さいたま地裁・川越支部では、いずれも川合善明川越市長が原告となって川越市議や川越市民を被告とする以下「3件の裁判」が同時に開かれた。

① 原告 川合善明×被告「住民訴訟の原告4名」

本紙既報の「不正市道認定事件」で「川越市民らが川越市長を被告」として、「住民訴訟を提起したことが、川合氏個人に対する不法行為である」と、22名の原告のうち4名を狙い撃ちにして訴えた事件。

② 原告 川合善明×被告「小林薫川越市議」

川越市議会議員・小林薫氏のブログを以前からチェックし続けていた川合善明市長が、すでに小林市議のブログからは削除されている記事を保存しておいて、その記事内容（行政調査新聞による川合糾弾ビラをブログに転載したこと）が、名誉毀損だと訴えた事件。

③ 原告 川合善明×被告「一般市民女性A氏」

埼玉弁護士会に「弁護士・川合善明氏」を懲戒請求したのは本紙社主・松本であるのに、松本が懲戒請求の書面に書いたエピソードを松本に話してくれた市民女性

A氏が松本を手足のように使って不当な懲戒請求をしたのだと、市民女性A氏を狙い撃ちにして訴えた事件。

未だかつて**現職川越市長個人が原告**となって特定の市議や住民を狙い撃ちにして次々に訴訟を起こすなどということが日本社会で起こったことがあっただろうか。しかも、市長は**現役の弁護士**である。驚きを通り越して呆れるしかない。

新聞・テレビなどマスコミの記者は、川越市庁舎に日常的に出入りしてこの**異常事態を知っている**はずなのに、どの社も取り上げない。これも異常だ。

今回は、審理終結となった住民訴訟を振り返り、上記**「川合善明主演3本立て裁判」**の計**4件の裁判**をレポートする。

「川越市 市道不正認定 住民訴訟」

足かけ3年の住民訴訟ついに終結『判決は 6月30日』

本紙は本件裁判が提訴された2018年3月から、これまでの裁判期日を傍聴して報じてきた。事件を初めて知った方、判決を前に裁判を振り返っておきたい読者諸氏には下記、本件裁判の傍聴記事を参照頂きたい。

提 訴	第 1 回期日	第 2 回期日	第 3 回期日	第 4 回期日
第 6 回期日	第 7 回期日	第 8 回期日	第 9 回期日	第 10 回期日
第 11 回期日	第 12 回期日	第 13 回期日	第 14 回期日	第 16 回期日



提訴の日、原告代理人の清水勉弁護士と出口かおり弁護士は、記者会見を県庁記者クラブで行い、本件提訴に至る要点を次のように説明した。

「川越市の市道 5565 号線は、公道から約 100 メートルで元川越市議の齊木隆弘氏宅で行き当たり、行き止まりとなる。齊木元市議の家に行くまでの道路を舗装して、今後、永遠に管理し続けるというのは、公共的公益的見地から認定すべき市道としては適当ではなく、違法であると考えている。住民監査の結果や監査委員の判断は間違えている。

もともと公道に接していた齊木元市議の土地と一体的に利用するのだから、市道を作らなくても車が奥まで進入することはできていた。市道は不要だったのだ。それを川合市長は、わざわざ川越市として土地を購入し市道認定し、舗装道路工事までしてやったのだ。

寺尾大仙波線工事のために立ち退かざるを得なかった人のための代替地が必要だったとしても、それは2軒分で足りた。3軒分購入し1軒分が空き地のままで、毎年、管理費用がかかっている。川合善明川越市長が行った市道認定は明らかにおかしい。元市議が市長と示し合わせて認定してもらい、舗装工事をしてもらったものだと考えられる。」

本事件の最初の担当だった「谷口豊裁判長」は、この原告市民の訴えを論理的に把握しており、裁判期日を重ねるたびに「川越市が追い詰められて」いく様子が法律の素人にさえ明らかだった。

「スピード判決」へと方向転換された本件裁判

ところが、裁判所の人事異動で裁判長が「倉澤守春裁判官」に替わると、戦局が一変した。2020年7月1日の第13回口頭弁論期日でのこと。それまで防戦一辺倒だった被告側が俄然、余裕で勝つ側に回ったのだ。倉澤裁判長は「この事件では、袋地を取得することになった齊木氏のため市道を設置する必要があったかどうかですよね?」。これには、原告代理人の清水弁護士・出口弁護士だけでなく、被告代理人の馬橋弁護士でさえ驚きの表情を見せた。

原告被告ともに主戦場だとは全く考えていなかったことを倉澤裁判長は突然、争点に据えたのだ。マスクで表情が見えない倉澤裁判長は平然と被告側に助け船を出した。主張を補充すれば被告は裁判に勝てる。川越市にとっては渡りに船。原告側は受けて立たざるを得なくなった。それから、倉澤裁判長の下で、8月26日、11月4日、2021年2月3日と弁論期日が開かれ、3月10日の期日を迎えた。

自分の思いどおりに法廷を仕切って来た倉澤裁判長は、「双方の主張を整理すると」として冒頭から10分にわたって自説を延々と述べた。その内容は、齊木元市議が取得した土地は袋地だった、袋地が公道に接するようになる必要があったのではないかということ強調す

るものだった。「袋地」「袋地」「袋地」を何度も繰り返した。その言い方は、ほかの争点を主張しても相手にする気はない、と言っているようにしか聞こえない。

そして最後に「原告側が求めている証人尋問は必要ないと判断する」と結んで、「ほかに主張立証があるか」と被告代理人・原告代理人に確認した。被告側は完全勝訴のお墨付きをもらったのだから、いまさら付け加える主張立証があるはずがない。原告代理人の清水弁護士は「裁判長がそこまで言うのなら、ありません」と答えた。自分で勝手に争点を決めてしまっている倉澤裁判長にこれ以上言っても無理だと判断したからだと、法廷が終わったあと清水弁護士から説明を受けた。

法廷が終わると、馬橋弁護士が清水弁護士、出口弁護士に「お疲れ様でした」とねぎらいの声を掛けてきた。清水弁護士も馬橋弁護士に「お疲れ様でした」と返した。弁護士同士はまともな裁判をするつもりでいた。それを倉澤裁判長が完全にひっくり返した。何とも後味の悪い幕切れとなった。

「ナゾの川合市長原告裁判3本立て！」

その① 住民訴訟原告の「4名だけ」を訴えた！

3本立て劇場はどれもさいたま地裁川越支部の齋藤憲次裁判長の法廷だ。川合善明氏はかつて名誉毀損訴訟で齋藤裁判長から勝訴判決を貰った過去があることから、それに気を強くして齋藤裁判長が川越支部にいる間に、とばかりに、次々と気軽に裁判を起こしたようだ。

というのも、3つの裁判がどれも首をかしげるようなものばかりだからだ。

この裁判は川合善明氏個人が住民訴訟を起こしたことが不法行為だと住民訴訟の原告を訴えたものだが、住民訴訟を起こしたことが不法行為なら川越市が原告になって原告全員を被告にして住民訴訟が係属しているさいたま地裁に反訴という形で裁判を起こせばいい。

弁護士である川合氏は、そんなことは百も承知のはずだ。それを敢えてしなかった。川越市として訴えるとなると、市の予算を使って裁判を起こすことになるので、議会の承認を得るために議会に説明しなければならなくなる。いくら議会が翼賛議会でも幾人かの議員は厳しい質問をして来るだろう。それを封じるには議会を通さない方法をとった方がいい。

川越市の代理人になっている馬橋弁護士が、反訴することにどういう反応を示すかも気になる。反対されるかもしれない。しかも、被告とするのは住民訴訟の原告全員ではなく4名だけとなると、なぜその4名だけなのかを議会にも馬橋弁護士にも問われることになる。

それは面倒だ。それに反訴だとさいたま地裁に起こすことになるから、自分が信頼を寄せている齋藤裁判長に勝たせてもらうチャンスがない。

こういう面倒な問題をすべて避けるとすれば、川合氏個人が原告になってさいたま地裁川越支部に訴えを起こせばいい。何とも身勝手な提訴だ。本体の住民訴訟では、被告になっている川越市＝川合市長は原告の訴えが不法行為だと反論したことなどない。

それどころか、原告代理人と谷口裁判長から事実経過についていろいろ説明を求められて四苦八苦し続けていたのだ。原告が訴える疑惑が真実性を帯びているからこそ、被告の説明がしどろもどろで裁判が足かけ3年もかかったのだ。住民訴訟を起こしたことが不法行為であるはずがない。しかし、齋藤裁判長はさっさと結審することなく、毎回、「住民訴訟の進行状況はどうですか」と被告代理人に質問して来る。

その都度、清水弁護士が説明してきた。3月11日の期日でも齋藤裁判長から同じ質問があった。清水弁護士が「昨日、結審になり、6月30日が判決言い渡しです」と答えると、齋藤裁判長はその判決に合わせようと考えているのか、口頭弁論は続行すると宣言した。

その② 市長が自分を批判する「市議を訴えた！」

しかも、訴える相手が違ってないか？！

この訴訟は、川越市議会で常々、川合善明氏の市長としての振る舞いを批判してきた小林黨市議が自身のブログに、行政調査新聞が作成したチラシを転載していたことが名誉毀損に当たるといふものだ。チラシの内容が気に入らないのなら、チラシを作って配った行政調査新聞を訴えればいい。それをしないで、ブログに転載した小林市議だけを訴える。

チラシで名誉毀損をされているというのなら、「汚染源」である行政調査新聞の蛇口を閉めようとしなくて、下流に垂れ流しされているごく一部だけにいちゃもんをつけているというのは、川合善明氏の常識、弁護士としてのセンスを疑う。しかも、小林市議は、裁判を起こされる1年前にブログから問題の記事を削除している。

その記事を川合善明氏は全部集めておいて、削除から1年後に裁判を起こすという芸当をしている。どう考えても、小林市議を狙い撃ちにした訴えだ。川合市長側の準備書面は入手できないが、小林市議が本紙に開示してくれた被告準備書面（代理人：清水勉弁護士・出口かおり弁護士）を公開する。

小林市議 準備書面(6)

この準備書面では、小林市議のブログが日本最大級の Ameba（アメーバ）ブログを利用した投稿であることを理由に、川合善明氏が被った名誉毀損の被害が甚大だと訴えている様子がわかる。Ameba ブログだから、凄いニュースになりかねないのだ！というわけだが、川合

善明氏が出している小林市議のブログ記事を見る限り、書き込みをしているのは殆ど小林市議だけで、フォロワーが多数いるようには見えない。

それに小林市議が引用しているチラシは「川合市政」と明記して批判しているのだから、批判の相手は川合善明氏個人ではなく、川合善明氏をトップとする川越市政だ。菅政権批判というときに菅義偉総理大臣個人の批判ではなく、菅義偉内閣の行政についての批判であるのと同じ道理だ。それでも、この日の裁判でも、川合善明氏は「川合市政」とは川合善明個人のことだと言いつけている。小林薫市議の代理人である清水弁護士と出口弁護士は、次回期日に反論の書面を提出することになった。

その③ 市民女性A氏の私的会話を「不法行為だ」と訴えた市長！ ウルトラCを超越した川合市長の仰天訴訟！

この事件は、本紙社主・松本が弁護士・川合善明氏を埼玉弁護士会に懲戒請求したことに対して川合市長は、「松本が懲戒請求の書面に事情として書いた事実を、松本に告白した市民女性A氏こそが懲戒請求をした。それは不法行為だ」と訴えた裁判である。

市民女性A氏は、前出の住民訴訟で原告のひとりとして名を連ねた人である。

2019年4月10日、松本は、川合善明市長が住民訴訟原告の人々に送付した桐喝に類する手紙に憤り、埼玉弁護士会に対し川合善明弁護士を懲戒処分するよう「懲戒請求書」を提出した。松本の懲戒請求に対し、川合善明弁護士は2019年5月24日付で「弁明書」を弁護士会に提出してきた。弁明書は本来、訴えられた内容に対する反論を書く書面だが、川合善明弁護士の弁明書には、反論から明らかに脱線した、原告のA氏を名指して出鱈目な内容が書かれていた。それは品性を欠く、ねつ造記述だった。その内容は、川合市長が他より耳に入れた話であり川合市長は内容を調査もせず我がもの顔で綴った出鱈目な記載であった。

その後、松本宅を訪れたA氏に松本が弁明書を見せた。名指して侮辱されている箇所を読んだA氏は、「これは嘘です。弁護士がこんなデタラメを書いてもいいんですか！」と涙を浮かべて怒ったのである。A氏は、過去に川合善明市長に弄ばれたことがあると、松本に告白したのである。それは、A氏が知り合いの川越市議会議員・三上喜久蔵氏に呼び出されて居酒屋に行ったときのことだ。

そこに既に来ていた川合善明市長から、カラオケでデュエットを歌うことに誘われ、それに応じて一緒に歌っていると、その間、川合善明市長がA氏の身体を触っていたというのだ。

川合善明市長に弄ばれていると感じたA氏は、気分が悪くなり強い嫌悪感を抱いたが、その場で「**止めてください**」と言うことさえできず我慢していたが、その時の悔しさを誰にも話せず、ずっと心に秘めていた。それが川合善明市長の弁明書に、自分を侮辱する出鱈目なことが書かれていたのを見て、かつての悔しかった体験が蘇り怒りに任せて、初めて他人に告白した。A氏から話を聞いた松本は、川合善明市長の弁明書に対する反論書面で、**A氏の屈辱の体験も懲戒請求の書面に書いて埼玉弁護士会に提出した**。懲戒請求をしたことが不法行為なら、訴える相手は本紙社主・松本でなければスジが通らない。

裁判所は早々に、「**訴える相手が違うのではないか**」と原告の川合善明氏に告げるかと思いきや、**齋藤裁判長**はおくびにも出さない。被告側に反論するよう促し、被告代理人の清水弁護士・出口弁護士が、被告が違うから**却下判決を求めると**言っても無視。**反論の書面を提出すると「原告側に反論してください」と**まるで普通の裁判のように手続を進めている。

どうみても、懲戒請求をしているのは松本であるのに、**齋藤裁判長**はそのことを問題にしようとしな。まるで鼻眞の引き倒しだ。川合善明氏は好き放題の主張を繰り広げている。

被告代理人の清水弁護士・出口弁護士は川合善明氏の不可解な言い分にいちいち反論しなければならなくなっている。**齋藤裁判長**はこの裁判でも「**続行します**」と宣言して、この日の「**3本立て裁判**」は閉廷した。

今回取り上げた「**4件の訴訟**」のうち**住民訴訟**は 6月30日(水) 判決言い渡しで終了するが、「**川合氏原告の3本立て裁判**」の次回期日は、**新井喜一元市議**が原告となり、川越市役所職員女性A氏を名誉毀損で訴えた裁判と全く同日の 5月13日(木)に同じさいたま地裁・川越支部で開廷されるのである。

裁判当事者と双方の代理人弁護士には真剣勝負にしても、ここまで同じ登場人物が入り乱れての裁判劇など滅多に見られるものではない。ほとんど Netflix (ネットフリックス) のドラマ・シリーズである。だから、本紙読者は言うに及ばず、全国の裁判傍聴マニアやマスコミには、是非ともこれら一連の事件の判決と継続される口頭弁論を追いかけて頂き、大いに拡散して頂きたい。

次回「**主演・川合善明川越市長による3本立て裁判**」は、さいたま地裁・川越支部で5月13日 午前 11 時から行われる。新井氏が原告の「**川合市政女性職員A氏**」被告の裁判は同じ法廷で、同じ日の 午後 3時から開廷となる。